破産管財人変更

平成２３年（フ）第６７９号
千葉県野田市花井97番地１
破産者　有限会社シーズンホーム
破産管財人　山川　　彩が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　宇田　章吉
平成24年９月３日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８０号
千葉県野田市西三ケ尾424番地の31、開始決定時の住所千葉県野田市山崎1632番地の24
破産者　山口　順一
破産管財人　山川　　彩が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　宇田　章吉
平成24年９月３日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１３６号
山口県熊毛郡上関町大字室津199番地の24
破産者　片岡　光男
異議申述期間　平成24年10月19日まで
平成24年９月10日　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３９７号
福岡県春日市一の谷１丁目140番地101
破産者　株式会社チームワーク
異議申述期間　平成24年11月２日まで
平成24年９月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４２号
福岡市博多区麦野４丁目３番５号
破産者　小田由美子
異議申述期間　平成24年11月２日まで
平成24年９月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５１号
福岡市南区那の川２丁目４番12号
破産者　株式会社ニチオン
異議申述期間　平成24年11月７日まで
平成24年９月７日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２６号
京都府城陽市奈島久保野72番地
清算株式会社　株式会社城陽技研
代表清算人　田中　　茂
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１号
秋田県大館市字水門前75番地４
清算株式会社　株式会社水門前産業
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（ヒ）第２０４１号
東京都港区三田１丁目４番28号
清算株式会社　北陸部品株式会社
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０４２号
東京都港区三田１丁目４番28号
清算株式会社　北越電装株式会社
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１００３号
福岡市中央区地行３丁目３番12号
清算株式会社　株式会社三松業務店
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第２号
北九州市門司区丸山１丁目20番７号
再生債務者　福岡スプリットン工業株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年９月４日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第２号
北九州市門司区丸山１丁目20番７号
再生債務者　福岡スプリットン工業株式会社
主文　平成24年４月２日にした監督命令を取り消す。
平成24年９月４日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目８番17号
再生債務者　髙林　均幸
１　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年11月13日から平成24年11月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
福井県大野市要町１番33号
再生債務者　源平酒造株式会社
１　決議に付する計画案　平成24年８月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年10月９日まで
平成24年９月７日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２０年（再）第７号
沖縄県宮古島市平良字久貝643番地の５
再生債務者　株式会社宮古総合開発
１　決議に付する計画案　平成24年８月21日付け再生債務者提出の変更計画案
２　書面投票期間　平成24年10月４日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月27日
平成24年９月６日
那覇地方裁判所民事第３部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
愛媛県松山市末町乙267番地１
再生債務者　奥道後国際観光株式会社
１　決議に付する計画案　平成24年７月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年11月８日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年11月７日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月29日
平成24年９月７日　　松山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第２４号
大阪市北区角田町５番５号
再生債務者　有限会社アンドゼロ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第１号
鳥取県米子市上福原673番地４
再生債務者　株式会社フジコン
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年９月６日　鳥取地方裁判所米子支部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
愛媛県松山市来住町1344番地１
再生債務者　株式会社ジョー・コーポレーション
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年９月７日　　松山地方裁判所民事部